

令和 6 年度水質検査計画

印旛郡市広域市町村圏事務組合

目 次

1. 基本方針	1
2. 印旛広域水道用水供給事業の概要	1
3. 原水及び浄水の水質状況	2
4. 水質検査を行う地点	2
5. 水質検査項目及び検査頻度	2
6. 臨時の水質検査	3
7. 水質検査方法	4
8. 委託の内容	4
9. 水質検査計画の見直し	4
10. 水質検査の精度及び信頼性の保証	4
11. 水質検査計画及び検査結果の公表等	5
別記－1 千葉県企業局（千葉県水道事業）当組合に係る項目の抜粋	6
別記－2 浄水の水質状況	8
別記－3 水質検査を行う地点	9
別記－4 検査項目と検査頻度	10

1 基本方針

印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「当組合」という。）では、当組合を構成する水道用水供給対象事業者（以下「構成団体」という。）に供給する水道用水が、安全で良質な水であることを確認するため、水道法施行規則第15条第6項（同規則第52条）の規定により以下の方針の下、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を行うこととします。

（1）検査地点

構成団体への水道用水受渡し地点（以下「供給地点」という。）及び印東加圧ポンプ場調整池出口（以下「調整池出口」という。）とします。

（2）検査項目

供給地点では、水道法第4条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）で検査が義務付けられている水質基準項目及び水道用水として水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目の一部とします。

調整池出口では、調整池内での滞留を考慮し、消毒副生成物の他、かび臭原因物質及び月1回の検査が必要な項目とします。

（3）検査頻度

水道法で義務付けられている1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を調整池出口及び供給地点で毎日行います。

水質基準項目検査については、水道法で義務付けられている頻度を基に行いますが、検査頻度を減らすことが可能な項目についても、安全性及び性状を確認するため、検査頻度を減らさずに年4回とします。

水質管理目標設定項目検査については、年4回を基本とし、項目に応じて設定します。

2 印旛広域水道用水供給事業の概要

（1）用水供給状況

① 事業体の名称	印旛郡市広域市町村圏事務組合		
② 給水団体	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、長門川水道企業団（印西市、栄町）		
③ 計画目標年度	平成22年度		
④ 計画給水人口	579,765 人（令和4年度	485,039 人）	
⑤ 計画一日最大給水量	166,700 m ³ （令和4年度実績	61,696 m ³ ）	

（2）水源の種類、浄水場の名称及び浄水処理方法

当組合では、用水供給のための水利権は確保しているものの、独自の基幹施設（取水場、浄水場等）を保有していないため、千葉県企業局（千葉県水道事業）（以下「千葉県企業局」という。）の取水、導水、浄水及び送水施設等に係る「施設使用許可」を受けて施設能力を確保し、水道法第24条の3に基づき施設の運転及び管理を千葉県企業局に「第三者委託」をしています。

ここで処理された水が、千葉県企業局の送・配水管に接続されている当組合の送水管等送水施設を経由し、構成団体に水道用水として供給されています。

このため、水源の種類、浄水場の名称及び浄水処理方法については、千葉県企業局の令和6年度水道事業水質検査計画から了解を得て抜粋しています。(別記－1のとおりです。)

3 原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の水質状況

原水の水質状況については、千葉県企業局の令和6年度水道事業水質検査計画から了解を得て抜粋しています。(別記－1のとおりです。)

(2) 浄水の水質状況

浄水については、全て水質基準を満足しており、安全で良質な水を供給しています。(別記－2のとおりです。)

4 水質検査を行う地点

水質検査を行う地点については、以下のとおりとします。(別記－3のとおりです。)

(1) 当組合施設

① 印東加圧ポンプ場(調整池出口)

(2) 供給地点

- | | | |
|-------------|-----------------|-------------|
| ② 成田市並木町配水場 | ③ 成田市山口配水場 | ④ 佐倉市南部浄水場 |
| ⑤ 佐倉市志津浄水場 | ⑥ 四街道市第2浄水場 | ⑦ 四街道市第3浄水場 |
| ⑧ 八街市第2配水場 | ⑨ 印西市平岡配水場 | ⑩ 印西市松崎配水場 |
| ⑪ 印西市印旛配水場 | ⑫ 白井市白井配水場 | ⑬ 富里市富里浄水場 |
| ⑭ 酒々井町尾上浄水場 | ⑮ 長門川水道企業団酒直配水場 | |

(送水系統)

- ・ 柏井系(千葉県企業局柏井浄水場系) ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑬、⑭
- ・ 北総系(千葉県企業局北総浄水場系) ②、③、⑨、⑩、⑪、⑫、⑮

5 水質検査項目及び検査頻度

毎日水質検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査項目及び検査頻度については、以下のとおりとします。(別記－4のとおりです。)

(1) 毎日検査項目(3項目)

毎日の水質検査が水道法で義務付けられている色及び濁り並びに消毒の残留効果の検査は、調整池出口及び各送水系統の末端となる供給地点で行います。

- ① 調整池出口では、色及び濁り並びに消毒の残留効果に加え、pH値、味及び臭気の検査を行います。
- ② 供給地点では、各送水系統の末端となる地点で検査を行います。

〔柏井系〕富里市富里浄水場、〔北総系〕成田市並木町配水場、白井市白井配水場

(2) 水質基準項目（51項目）

- ① 省略することのできない項目のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目については、調整池出口及び供給地点で月1回の検査を行います。
- ② かび臭の原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目については、原因藻類の発生時期が特定できないため、調整池出口及び供給地点で月1回の検査を行います。
- ③ 健康に関する項目のうち、消毒副生成物に関連するシアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドの12項目については、調整池出口及び供給地点で年4回の検査を行います。
- ④ その他28項目については、供給地点で年4回の検査を行います。
- ⑤ 検査回数を省略できる項目については、水質が安定し良好であることを確認するために、検査回数を減ずることなく行います。
- ⑥ 原水の水質については、千葉県企業局からデータの提供を受け確認します。

(3) 水質管理目標設定項目

- ① 水質基準項目に掲げられている項目以外では、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラルを調整池出口及び供給地点で年4回の検査を行います。
また、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）は、水質基準項目である有機物（全有機炭素（TOC）の量）との相関を把握するため、従属栄養細菌については細菌の除去性を評価するために調整池出口及び供給地点で月1回の検査を行います。
- ② 残留塩素については、調整池出口及び供給地点に設置している自動連続測定機器で常時監視並びに記録を行っていますが、年12回の検査を行うこととします。
- ③ 農薬類及び原水の水質については、千葉県企業局からデータの提供を受け確認します。

(4) その他項目

- ① 耐塩索性病原微生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアについては、千葉県企業局からデータの提供を受け確認します。
- ② 放射性物質については、千葉県企業局からデータの提供を受け確認し、構成団体へ情報提供いたします。

6 臨時の水質検査

当組合の供給する水道用水が以下のような理由により水質基準に適合しないと判断されるとき、臨時の水質検査を行います。

検査項目は、水質基準項目（51項目）を基に、状況に応じた項目について検査を行います。

- (1) 千葉県企業局において、水源水質に異常があったときまたは浄水処理工程に異常が

発見されたとき等により、水質異常が生ずるおそれがあるとき。

(2) 給水区域及びその周辺等に水系感染症が流行しているとき。

(3) 送水管の大規模な工事その他送水施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(4) その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査方法

当組合は検査施設を有しないため、水質基準項目及び水質管理目標設定項目検査は、水道法第20条第3項の規定に基づき国の登録を受けた水質検査機関に委託します。

また、検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき国が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行うことを確認します。

8 委託の内容

(1) 委託の範囲

① 検査項目及び頻度

委託する検査項目及び頻度は、上記の5に記述のとおりです。

② 検体の採取及び運搬方法

供給地点等の検体の採取は委託検査機関の水質検査員が行い、自らの検査機関へ搬入し、速やかに検査を行います。

検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とします。

③ 臨時検査の取扱い

臨時の検査についても委託検査機関に依頼し、速やかに検査結果を報告させ、原因究明を行います。

検査を行う項目については、状況に応じ、双方協議のうえ決定します。

(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

検査の実施状況は、検査結果報告書による確認の他、検査結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書）を提出させ、確認します。

9 水質検査計画の見直し

当組合では、国の水質基準等の改正を踏まえ水質検査計画の検査項目や検査頻度に反映します。

10 水質検査の精度及び信頼性の保証

水質検査の精度を確保する取組みとして、委託する水質検査機関の内部精度管理の実施状況や、国等による外部精度管理調査に係る資料を確認します。

また、水質検査結果の信頼性を確保するため、検査機関の水質基準項目に関する品質管理の認証（水道GLP、ISO/IEC17025等）取得やこれに類する取組み

の状況について確認します。

11 水質検査計画及び検査結果の公表等

水質検査計画及び検査結果の公表等については、以下の事項に留意し実施します。

- (1) 次年度の水質検査計画の策定に当たっては、構成団体に対し事前に内容を示し意見を求め、必要と思われる事項については改正した上で、年度開始前までにホームページ上で公表します。
- (2) 検査結果については、当組合のホームページ上で公表すると共に、当組合事業年報に掲載します。
- (3) 委託検査機関における水質検査の結果、異常値が検出されたときは、その情報を速やかに報告させ、原因究明や再検査等の対応を行います。
- (4) 千葉県企業局と連携を図り必要な情報を収集します。

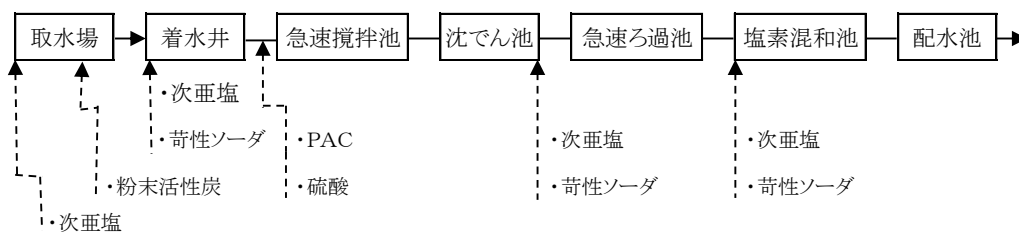
問い合わせ先	印旛郡市広域市町村圏事務組合
	水道企業部 工務課 電気班
	〒285-0061
	千葉県佐倉市高崎 948 番地
	TEL 043(486)3307 FAX 043(486)3308
	E-mail : inbakouiki-w@i-kouiki.jp
ホームページアドレス	https://www.i-kouiki.jp/kouiki-w/

別記－１ 千葉県企業局（千葉県水道事業）当組合に係る項目の抜粋

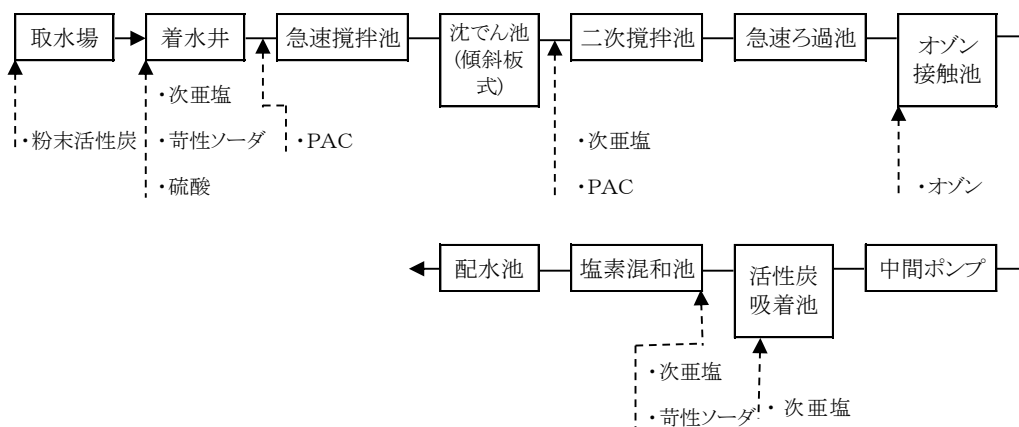
- 1 施設の名称 柏井浄水場（千葉市花見川区柏井町４３０）
北総浄水場（印西市竜腹寺２９６）
- 2 水源の名称 利根川水系利根川（柏井浄水場西側施設及び北総浄水場）
利根川水系印旛沼（柏井浄水場東側施設）
- 3 水源の種類 表流水
- 4 浄水処理方法

①柏井浄水場

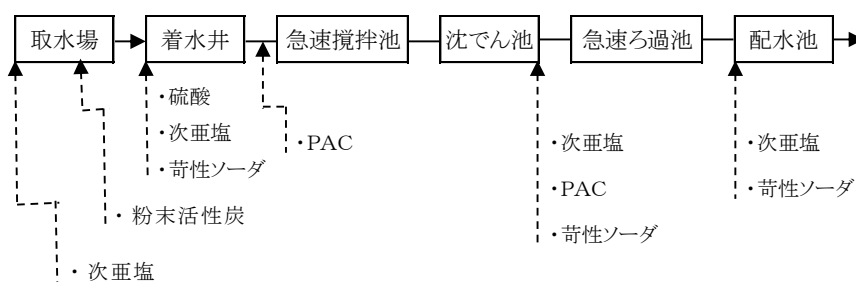
・ 西側施設（利根川水系利根川）



・ 東側施設（利根川水系印旛沼）



②北総浄水場



5 原水の水質状況

各浄水場の原水水質は、以下の特徴があります。

各浄水場では、原水水質状況を把握し、特に以下の水質項目に着目して適正な浄水処理を行います。

原水		利 根 川 水 系	
		利 根 川	印 旛 沼
取水場名		・ 木下取水場	・ 印旛取水場
浄水場名		・ 北総浄水場 ・ 柏井浄水場（西側施設）	・ 柏井浄水場（東側施設）
水質状況		・ 降雨等により濁度が上昇します。 ・ 利根川の下流に位置するため生活排水の影響を受けます。 - また、油流出等の水質事故が発生し、影響を受けることがあります。 ・ 上流に富栄養化の進んだ湖沼があり影響を受けています。	・ 水道水源としては国内で富栄養化が進んだ湖沼の一つです。 ・ 植物プランクトンが大発生します。
問 題 点		・ 凝集障害 ・ かび臭の発生 ・ 魚卵の流下 ・ 油流出等水質事故	・ 凝集障害 ・ かび臭の発生
着目項目	水源 ↓ 浄水場	・ 有機物 ・ 植物プランクトン ・ かび臭物質 ・ 濁度 ・ 臭気	・ 有機物 ・ 植物プランクトン ・ かび臭物質
	浄水場 ↓ 供給地点 (受渡し地点)	・ トリハロメタン（時間とともに増加） ・ 残留塩素（時間とともに減少） ・ 塩素酸（消毒剤に次亜塩素酸ナトリウムを使用している場合） ・ 臭素酸（オゾンを使用している場合）	

別記－２ 浄水の水質状況

令和４年度の浄水水質検査結果（最大値）は次のとおりです。

検査区分	番号	検 査 項 目	基 準 値	単位	柏 井 系 最 大 値	北 総 系 最 大 値
水 質 基 準	健	1 一般細菌	100以下	CFU/mL	0	0
		2 大腸菌	検出されないこと		陰性（－）	陰性（－）
		3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/L	<0.0003	<0.0003
		4 水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/L	<0.00005	<0.00005
		5 セレン及びその化合物	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001
	康	6 鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001
		7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001
		8 六価クロム化合物	0.02以下	mg/L	<0.002	<0.002
		9 亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/L	<0.004	<0.004
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001
	に	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	2.40	2.50
		12 フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/L	0.09	0.11
		13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/L	0.04	0.06
		14 四塩化炭素	0.002以下	mg/L	<0.0002	<0.0002
		15 1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	<0.005	<0.005
	関	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	<0.001	<0.001
		17 ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	<0.001	<0.001
		18 テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.0005	<0.0005
		19 トリクロロエチレン	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001
		20 ベンゼン	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001
	す	21 塩素酸	0.6以下	mg/L	0.09	0.17
		22 クロロ酢酸	0.02以下	mg/L	<0.002	<0.002
		23 クロロホルム	0.06以下	mg/L	0.023	0.018
		24 ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	0.006	0.008
		25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/L	0.010	0.008
	る	26 臭素酸	0.01以下	mg/L	<0.001	<0.001
		27 総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	0.048	0.038
		28 トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	0.004	0.007
		29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/L	0.013	0.012
		30 ブロモホルム	0.09以下	mg/L	0.002	0.001
	項	31 ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/L	0.004	0.006
		32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/L	<0.005	<0.005
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/L	0.04	0.04
		34 鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	<0.03	<0.03
		35 銅及びその化合物	1.0以下	mg/L	<0.01	<0.01
	目	36 ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/L	24.8	22.6
		37 マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	<0.005	<0.005
		38 塩化物イオン	200以下	mg/L	38.1	34.6
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	100	84.1
		40 蒸発残留物	500以下	mg/L	212	189
	関	41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/L	<0.02	<0.02
		42 ジェオスミン	0.00001以下	mg/L	<0.000001	<0.000001
		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/L	<0.000001	0.000001
		44 非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/L	<0.002	<0.002
		45 フェノール類	0.005以下	mg/L	<0.0005	<0.0005
	す	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	1.4	1.1
		47 p H値	5.8以上8.6以下		7.6	7.6
		48 味	異常でないこと		異常なし	異常なし
		49 臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし
		50 色度	5以下	度	<1	<1
	項 目	51 濁度	2以下	度	<0.1	<0.1

別記－３ 水質検査を行う地点

以下の①～⑮の地点において水質検査を行います。

１ 当組合施設

- ① 印東加圧ポンプ場（調整池出口）

２ 供給地点

- | | | |
|-------------|-----------------|-------------|
| ② 成田市並木町配水場 | ③ 成田市山口配水場 | ④ 佐倉市南部浄水場 |
| ⑤ 佐倉市志津浄水場 | ⑥ 四街道市第２浄水場 | ⑦ 四街道市第３浄水場 |
| ⑧ 八街市第２配水場 | ⑨ 印西市平岡配水場 | ⑩ 印西市松崎配水場 |
| ⑪ 印西市印旛配水場 | ⑫ 白井市白井配水場 | ⑬ 富里市富里浄水場 |
| ⑭ 酒々井町尾上浄水場 | ⑮ 長門川水道企業団酒直配水場 | |

○千葉県企業局の施設

- ① 柏井浄水場（千葉市花見川区柏井町４３０）
- ② 北総浄水場（印西市竜腹寺２９６）
- ③ 成田給水場（成田市吾妻１丁目２２－４）



別記－４ 検査項目と検査頻度

(検査回数/年)

水 質 基 準 項 目					省略の可否	検査項目及び頻度				千葉県企業局浄水場		設 定 理 由
番号	検 査 項 目	基 準 値	単位	ポンプ場 調 整 池 出 口 ①		供給地点 ③～⑪ ⑬～⑮	供給地点 ⑫・⑭		浄 水	原 水		
									①	②		
健 康 に 関 す る 項 目	基1	一般細菌	100以下	CFU/mL	不可	12	12	12	委託	12	12	省略不可項目
	基2	大腸菌	検出されないこと		不可	12	12	12	委託	12	12	
	基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	省略不可項目
	基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/L	不可	－	4	4	委託	12	12	
	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	12	
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	不可	－	4	4	委託	12	12	安全性を確認するため
	基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基13	ボウ素及びその化合物	1.0以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基14	四塩化炭素	0.002以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	省略不可項目
	基19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基20	ベンゼン	0.01以下	mg/L		－	4	4	委託	12	12	
	基21	塩素酸	0.6以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	12	
	基22	クロロ酢酸	0.02以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	
	基23	クロロホルム	0.06以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	
	基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	
	基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	オゾン処理または次亜塩素酸処理を行っているため。
	基26	臭素酸	0.01以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	
	基27	総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	省略不可項目
	基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	
	基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	
	基30	ブロモホルム	0.09以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	12	－	
	基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/L	不可	4	4	4	委託	4	－	
	性 状 に 関 す る 項 目	基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4
基33		アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
基34		鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
基35		銅及びその化合物	1.0以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
基36		ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
基37		マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
基38		塩化物イオン	200以下	mg/L	不可	12	12	12	委託	12	12	省略不可項目
基39		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	性状を確認するため
基40		蒸発残留物	500以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
基41		陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
基42		ジェオスミン	0.00001以下	mg/L	不可	12	12	12	委託	12	12	原因藻類の発生時期が特定できないため、1ヶ月に1回の検査を行う。
基43		2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/L	不可	12	12	12	委託	12	12	
基44		非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	性状を確認するため
基45		フェノール類	0.005以下	mg/L		－	4	4	委託	4	4	
目		基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	不可	12	12	12	委託	12	12
	基47	pH値	5.8～8.6		不可	12(連続)	12	12	委託	12	12	
	基48	味	異常でないこと		不可	12	12	12	委託	12	－	
	基49	臭気	異常でないこと		不可	12	12	12	委託	12	12	
	基50	色度	5以下	度	不可	12(連続)	12	12(連続)	委託	12	12	
	基51	濁度	2以下	度	不可	12(連続)	12	12(連続)	委託	12	12	

(連続) 自動連続測定機器により常時監視及び記録を行っています。

千葉県企業局実施の水質検査（令和6年度水道事業水質検査計画より抜粋）

(検査回数／年)

毎 日 検 査 項 目							設定理由	
番号	検 査 項 目	省略の 可 否	基本 検査頻度		ポンプ場 調 整 池 出 口 ①	供給地点 ⑬		供給地点 ②・⑫
毎1	色	不可	毎日	委託	365(連続)	365	(連続)	省略不可項目
毎2	濁り	不可	毎日	委託	365(連続)	365	(連続)	
毎3	消毒の残留効果	不可	毎日	委託	365(連続)	365	(連続)	

(連続) 自動連続測定機器により常時監視及び記録を行っている。

(検査回数／年)

水 質 管 理 目 標 設 定 項 目				検査項目及び頻度				千葉県企業局浄水場		設 定 理 由
番号	検 査 項 目	目 標 値 (P:暫定)	単位	ポンプ場 調 整 池 出 口 ①	供給地点 ③～⑪ ⑬～⑮	供給地点 ②・⑫		浄水	原水	
								①	②	
目1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	mg/L	－			－	4	4	千葉県企業局データにより確認
目2	ウラン及びその化合物	0.002P以下	mg/L	－			－	4	4	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	mg/L	－			－	4	4	
目4	欠番									
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	－			－	4	4	千葉県企業局データにより確認
目6	欠番									
目7	欠番									
目8	トルエン	0.4以下	mg/L	－			－	4	4	千葉県企業局データにより確認
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	mg/L	－			－	4	4	
目10	亜塩素酸	0.6以下	mg/L	－			－	4	－	
目11	欠番									
目12	二酸化塩素	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため検査を省略						
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P以下	mg/L	4	4	4	委託	4	－	消毒副生成物であり、送水管内で濃度上昇の可能性のあるため水質基準項目の消毒副生成物と同様の検査頻度とする。
目14	抱水クロラール	0.02P以下	mg/L	4	4	4	委託	4	－	
目15	農薬類	1以下		－			－	4	2	千葉県企業局データにより確認
目16	残留塩素	1以下	mg/L	4(連続)	12(連続)	12(連続)	委託	12	－	消毒効果の確認
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100	mg/L	－	4	4	委託	4	4	水質基準項目として検査を実施
目18	マンガン及びその化合物	0.01以下	mg/L	－	4	4	委託	4	4	
目19	遊離炭酸	20以下	mg/L	－			－	4	－	千葉県企業局データにより確認
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	mg/L	－			－	4	4	
目21	メチルtertブチルエーテル	0.02以下	mg/L	－			－	4	4	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	mg/L	12	12	12	委託	有機物(全有機炭素(TOC)の量)で代替できるため、検査は実施しない。		水質基準項目(基46)との相関を把握するため
目23	臭気強度(TON)	3以下		－			－	12	12	千葉県企業局データにより確認
目24	蒸発残留物	30～200	mg/L	－	4	4	委託	4	4	水質基準項目として検査を実施
目25	濁度	1以下	度	12(連続)	12	12(連続)	委託	12	12	
目26	pH値	7.5程度		12(連続)	12	12	委託	12	12	
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0		－			－	4	－	千葉県企業局データにより確認
目28	従属栄養細菌	2,000P以下	CFU/mL	12	12	12	委託	12	12	水質基準項目(基1)と同頻度
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	－			－	4	4	千葉県企業局データにより確認
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	mg/L	－	4	4	委託	4	4	水質基準項目として検査を実施
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.0005P以下	mg/L	－			－	4	4	千葉県企業局データにより確認

(連続) 自動連続測定機器により常時監視及び記録を行っています。

「—」検査を行わない項目です。

 千葉県企業局が実施する水質検査(令和6年度水道事業水質検査計画より抜粋)

(検査回数/年)

そ の 他 項 目				検査項目及び頻度		千葉県企業局浄水場		設 定 理 由
番号	検 査 項 目	目 標 値 等 (P:暫定)	単位	ポンプ場 調 整 池 出 口 ①	供給地点 ② ～ ⑮	浄水	原水	
						①	②	
1	アンモニア態窒素	—	mg/L	—	—	—	12	千葉県企業局データにより確認
2	アルカリ度	—	mg/L	—	—	12	12	
3	電気伝導率	—	mS/m	—	—	12	12	
4	酸度	—	mg/L	—	—	12	12	
5	溶存酸素(DO)	—	mg/L	—	—	—	12	
6	生物化学的酸素要求量(BOD)	—	mg/L	—	—	—	河川系12	
7	化学的酸素要求量(COD)	—	mg/L	—	—	—	湖沼系12	
8	総窒素	—	mg/L	—	—	—	12	
9	総りん	—	mg/L	—	—	—	12	
10	りん酸イオン	—	mg/L	—	—	—	12	
11	浮遊物質	—	mg/L	—	—	—	12	
12	硫酸イオン	—	mg/L	—	—	4	4	
13	溶性ケイ酸	—	mg/L	—	—	4	4	
14	臭化物イオン	—	mg/L	—	—	12	12	
15	紫外線吸光度	—		—	—	12	12	
16	トリハロメタン生成能	—	mg/L	—	—	—	4	
17	植物プランクトン	—	単位数/mL	—	—	—	12	
18	クリプトスポリジウム	検出されないこと	原水:個/10L 浄水:個/20L	—	—	4 ^{注1}	4	
19	ジアルジア	検出されないこと	原水:個/10L 浄水:個/20L	—	—	4 ^{注1}	4	
20	嫌気性芽胞菌	—	CFU/100mL	—	—	—	4	
21	ダイオキシン類	1P以下	pg-TEQ/L	—	—	2	2	
22	放射性セシウム(Cs-134)	合計10以下	Bq/kg	—	—	12 ^{注2}	12	
23	放射性セシウム(Cs-137)		Bq/kg	—	—	12 ^{注2}	12	
24	放射性ヨウ素(I-131)	注3	Bq/kg	—	—	12 ^{注2}	12	
25	過塩素酸	0.025以下	mg/L	—	—	4	4	

注1 クリプトスポリジウム及びジアルジアの浄水検査は千葉県企業局各浄水場のろ過後の水で実施します。

注2 放射性物質の浄水の検査は千葉県企業局各浄水場の配水池で実施します。

注3 原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値:放射性ヨウ素(飲料水)300Bq/kg。

食品衛生法に基づく暫定的な指標値:放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない。

「—」 検査を行わない項目です。

千葉県企業局が実施する水質検査(令和6年度水道事業水質検査計画より抜粋)